

平成 29 年 2 月 1 日

厚生労働省社会援護局保護課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

生活保護受給者の

柔道整復師受診妨害防止の周知徹底の要望

要望の趣旨

生活保護受給者といえども柔道整復師医療選択が認められるものを無視し、嘱託医やケースワーカーが「医療は、まず、医師が診るもの。」とし、「何でも良いから、一度、医師受診し、その後の柔道整復師受診判断とする。」という柔道整復師選択妨害に対し、適正な生活保護受給者の選択する柔道整復師の受診妨害とならない取り扱いとするよう周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

生活保護受給者の医療選択について生活保護法の規定に基づく事の当然と、しかし、その規定で柔道整復師医療選択にあたり、何が何でもすべて一度医師受診し、その後でなければ柔道整復師選択受診してはいけないとするものではありません。だが、嘱託医とケースワーカーはこうした事情や理由などの不知や無視で、「当然の事」として「何でも良いから、まず、一度、医師受診して貰いたい。」とし、医療券取り扱いでもこの前提で対応し、生活保護受給者の困惑で、致しかたなく受診放棄や自費受診などに陥る問題です。この回避について、嘱託医とケースワーカーに下記の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 一、嘱託医、ケースワーカーに柔道整復師選択者に対する取り組みにあたり、「医師は医療万能だから、まず、第一に医師受診し、柔道整復師選択はその後のでなければならぬ。」とする問題注意の周知徹底。
- 一、この注意は新任者についてはその都度の理解の周知徹底する。
- 一、従来、医師の指示や同意などの不要なものについても医師の受診を求める取り扱いとなった事があったことの注意。
- 一、生活保護受給者の医療は生活保護法規定に基づくものだが、柔道整復師対象傷病についてその選択を妨げるものではない。この注意について周知徹底を図るものです。
- 一、今回添付と従来の数々の生活保護制度を理由とした嘱託医とケースワーカーの誤解と偏見の再発防止の明確化。
- 一、民間事業活動なら「ブラック体質者」としての重大問題で、この欠落認識の行政責任の注意。